

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	条件
伊区第1号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	10月1日から翌6月30日まで	松山市柳原地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港北防波堤先端北側 点 A Aから6度13分286メートルの点 イ Aから14度12分294メートルの点 ウ Aから29度29分146メートルの点 エ Aから13度41分131メートルの点	団体漁業種	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、栴木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田	別記1及び2のとお
伊区第2号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	10月1日から翌6月30日まで	松山市柳原地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港南防波堤先端南側 点 A Aから176度30分189メートルの点 イ Aから167度46分199メートルの点 ウ Aから182度28分542メートルの点 エ Aから185度29分536メートルの点	//	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、栴木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田	別記1及び2のとお
伊区第3号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	松山市宮野地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市宮野西防波堤西側付根から海岸沿い西へ300メートルの標識 B 松山市宮野東防波堤東側付根から海岸沿い東へ300メートルの標識 点 A Aから松山市興居島琴引鼻見通し線とBから同市神浦フリ岩見通し線との交点 イ Bから松山市神浦フリ岩見通し410メートルの点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから松山市興居島琴引鼻見通し340メートルの点	//	松山市中島大浦、小浜、長師、宮野及び神浦	別記2のとお
伊区第4号	第1種区画漁業	あわび垂下式わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市上怒和漁港北防波堤北側突端 B 松山市上怒和漁港南防波堤北側突端 点 A AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから266度255メートルの点 エ Aから291度112メートルの点	//	松山市上怒和	別記2のとお
伊区第5号	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島草崎西端 B 松山市怒和島ホウ崎南端 点 A Aから松山市下二子島西端見通し200メートルの点 イ Aから松山市津和地新築鼻見通し200メートルの点	//	松山市元怒和	別記1及び2のとお
伊区第6号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市元怒和旧西防波堤突端 点 A Aから219度10分452メートルの点 イ Aから210度15分244メートルの点 ウ Aから196度19分274メートルの点 エ Aから211度18分469メートルの点	//	松山市元怒和	別記2のとお
伊区第7号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びA'Bの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島クリ鼻南端 B 松山市津和地島メットリ鼻(仙波南鼻)南端 点 A Aから松山市怒和島辨天鼻見通し線とBから同市二神島能崎見通し線との交点	//	松山市津和地	別記1及び2のとお
伊区第8号	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町二名津地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津牛曳湾 B 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 点 A Aから西宇和郡伊方町明神漁港第1防波堤突端北端見通し200メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクン見通し310メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクン見通し130メートルの点	//	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとお

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。